

第6回平成19年2月臨時会会議録(第1号)

招集年月日 平成19年2月6日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後0時35分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	服部博和
5番	小林庸夫	14番	有吉正
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	森本敏軌
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 森下 文夫 書 記 植松 ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	太田 貴美	助 役	堀口 卓也
代表監査委員	足立 正人	総務課長	大下 修
教育委員長	白杉 直久	企画財政課長	吉田 伸吾
商工観光課長	太田 明	岩滝地域振興課長	小林 哲也
農林課長	山崎 信之	野田川地域振興課長	平野 勝彦
教育推進課長	土田 清司	加悦地域振興長	和田 茂
教育次長	鈴木 雅之	税務課長	和田 茂雄
下水道課長	小西 忠一	住民環境課長	藤原 清隆
水道課長	芋田 政志	会計室長	金谷 肇
保健課長	佐賀 義之	建設課長	坂本 典男
福祉課長	岡田 康利		

5. 議事日程

- | | | | |
|-------|---------|--------------------------------|---------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | 与謝野町税条例の一部改正について | (提案～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部制定について | (提案～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 市場簡易水道配水施設新設工事請負契約の変更について | (提案～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 市場簡易水道送・配水管布設工事請負契約の変更について | (提案～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 加悦簡易水道算所浄水場改良(土木)工事請負契約の変更について | (提案～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 87号 | 与謝野町石川農業構造改善センターの指定管理者の指定について | |

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) 大変温暖化の傾向が知りませんが、暖かい日が続いております。

本日は第6回の臨時議会の開催のご案内をいたしましたところ、議員の皆さん、そして理事者、執行機関の皆さん方、大変ご苦労さんでございます。

垣中教育長から、町村教育長会議に出席のため、本臨時会を欠席をする旨の申し出がありましたので、報告をさせていただきます。

それでは、ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより第6回平成19年2月臨時会を開会をいたします。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本臨時会に提出されております議案は、議案第1号 与謝野税条例の一部改正についてほか4件であります。以上、5件を上程いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第114条の規定により、11番 勢旗 毅議員、12番 多田正成議員。

以上、2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

次に、日程第3 議案第1号 与謝野町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 皆さんおはようございます。

先ほど議長もおっしゃいましたけれども、本当に雪も大雪にならず、春のような暖かい日が続いておりまして、本当にありがたいことだなというふうに考えておりますけれども、この後、夏あたりは、今度は水が足りないんじゃないかなと、また別の心配も起こっているような状況でございますが、本日は臨時議会を、この2月にさせていただくことでお願いいたしましたところ、議員の皆さん、ご参集いただきましてありがとうございます。

本日の審議をしていただきます税条例の一部を改正することにつきまして、できるだけ早く住民の皆さんに周知をし、そしてまたこの徴収に当たっての事務的な執行体制をきちんと整えたいという思いから、1日でも早くということで、この臨時議会がお世話になったわけでございます。

どうか本日1日でございますけれども、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

それでは、議案第1号 与謝野町税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

議員の皆様もご承知いただいているとおり、与謝野町の財政の状況はまことに厳しいものがご

ざいます。現在、与謝野町行政改革大綱の策定に向けて、行政改革推進委員会でご審議いただいているところですが、行財政改革は待たなしの状況でございます。今回の与謝野町の町税条例の一部改正は、この行財政改革の一環として事務の簡素化、経費の削減を図るとともに、ことしから実施される所得税から住民税への税源移譲に備えて、税業務の執行体制を強化しようとするものでございます。

今回の条例改正の内容は、3点の制度改正を行うものでございまして、1点目は、現在実施しております普通徴収にかかる町民税及び固定資産税の納期を、10期から地方税法どおりの4期に変更するとともに、国民健康保険税をあわせた3税の集合徴収を、税目ごとの単独徴収に切りかえるものでございます。

2点目は、前納報奨金制度を廃止しようとするものでございます。

3点目は、固定資産評価審査委員会の委員の定数を、3人から6人に変更しようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 和田税務課長。

税務課長（和田茂雄） 議案第1号 与謝野町税条例の一部改正についての細部説明をいたします。議案資料に沿って説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案資料の4ページをお開きください。

まず、1点目の条例改正の目的でございますけれども、行財政改革の一環として事務の簡素化、経費の削減を図るとともに、ことしから実施される所得税から住民税への税源移譲に備えて、税業務の執行体制を強化しようとするものであります。

2点目の条例改正の内容は、3点の制度改正を行うものであります。

1点目は、普通徴収に係る個人町民税、実際には町民税と府民税を合わせて徴収しますので、ここでは町府民税と記載しております。この個人町民税と固定資産税の納期を、現行の10期から地方税法どおりの4期に変更するものです。税条例の第40条、及び第67条について、資料の1ページ及び2ページの新旧対照表のとおり改正するものであります。

改正後の個人町民税の納期は、地方税法どおりの6月、8月、10月、1月であります。

改正後の固定資産税の納期は5月、7月、9月、12月で、地方税法で定める納期、4月、7月、12月、2月と、1期、3期、4期が異なっております。これについては事務処理上、小さな団体では4月課税は無理があり、5月課税が望ましいこと。最終納期を早めることにより、出納閉鎖までの期間、独自の取り組みができること。さらに、京都府内の市町において実施されている納期も参考として決めたものであります。

2点目は、前納報奨金制度を廃止するものです。税条例の第42条及び第70条について、資料の1ページから3ページの新旧対照表のとおり、前納報奨金の交付規定を削除するものでございます。

3点目は、固定資産評価審査委員会の委員の定数を、現在の3人から6人に変更するものです。税条例の78条を改正するものです。

3つ目の条例改正の施行日は、平成19年4月1日です。ただし、固定資産評価審査委員会の

委員の定数についての第78条の改正規定は、平成19年7月1日であります。

4点目の条例改正を必要とする理由は、納期の変更、集合徴収の廃止につきましては、個人町民税と固定資産税の納期を、現行の10期から地方税法どおりの4期に変更するのは、現行の国民健康保険税と合わせた3税の集合徴収を、税目ごとの単独徴収に切りかえる必要があるからです。学校までは、税、料金の徴収を納税組合に委託していたため、集金を簡素化する集合徴収は当時適していました。しかし、個人情報保護等に合併を機に、納税組合による徴収を廃止し、新町では全面的に口座振替制度に移行しました。新町の合併初年度は集合徴収を踏襲しましたが、複雑な封入作業による当初納付通知書の発送の遅れ、税目ごとに納付方法を選択できることから、納付方法が違う納税者も多く、収納消し込みに不具合が発生するなど町民へのサービスが低下しており、デメリットばかりが目立つようになってきています。

10期納付は4期納付と比べ、1回の納税額が少なくなるため納税計画が立てやすく、町民の負担が軽減するというメリットはありますが、地方税法では、単に納税が困難であるという理由で納期がふやすことは適当ではないとされており。

また、地方税法にはない集合徴収を実施するためには、システムのカスタマイズを必要とし、多額の費用がかかります。そして平成21年度から供用が予定されている、京都市市町村税業務共同処理システムに対応する必要もあります。京都府内の市町村においては、3市と与謝野町の1町のみが集合徴収を実施していますが、その他の市町村では住民税、固定資産税については、地方税法に基づく4期徴収であります。また、京丹後市においては、19年度から集合徴収を廃止されます。

以上の理由によりまして、集合徴収を廃止し、納期を変更しようとするものです。

前納報奨金制度の廃止につきましては、前納報奨金制度は戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済事情の中で、税収の早期確保と納税意識の向上、納期前に納付された税額に対する金利面を考慮し、昭和25年にシャープ勧告に基づいて創設されたものであります。

しかしながら、制度の創設時から社会情勢は大きく変化し、金融機関等での窓口納付や口座振替制度の利用により自主納付に対する意識も浸透したこと。さらに、この制度が適用される税目が限定され、また、全期分を一括納付できる者に限られるため、納税者間に受益の不公平が生じていることなどの理由により、全国的にも京都府内においても廃止の方向であります。また、当町の厳しい財政状況の中、多額の前納報奨金を交付し続けることは困難な状況であります。

以上の理由によりまして、前納報奨金制度を廃止しようとするものです。

固定資産評価審査委員会の委員の定数の変更につきましては、合併に伴い町として多くの固定資産を抱えることになり、旧町と同じ固定資産評価審査委員の人数では対応が難しいため、現在の3人から6人に増員するものであります。

5点目の条例改正により期待できる効果としましては、集合徴収に単独徴収に切りかえることによりまして、

1点目は、納税通知書が3税をまとめて1通から1税につき1通に変わるため、税の理解が得やすいことがあります。

2点目は、納税通知書の発送日を早めることが可能となり、町民へのサービスアップとなります。

3点目は、納税通知書、納付書、督促状の様式改修が容易になります。

4点目は、期割が減ることによりまして、過誤納付による還付処理件数が減ります。

5点目は、最終納期が1月になることで、出納閉鎖までの期間、収納率の向上に向けた取り組みができます。

6点目は、納税通知書の封入作業が容易になります。

前納報奨金制度の廃止につきましては、

1点目は、年間約1,000万円の歳出削減となります。

2点目は、前納用の納付書を別途作成する必要がなくなります。

3点目は、二重納付、全期前納と1期の二重納付のことでございますけども、それが解消します。

次に、議案資料の6ページをお開きください。前納報奨金につきまして、その概要を記載しています。

1つ目の与謝野町の交付額の状況でございますけども、平成18年度は住民税、固定資産税を合わせまして、件数で6,023件、金額で申し上げますと877万7,160円の前納報奨金を交付しております。

この前納報奨金制度を、仮に平成19年度も存続させるとしまして、交付見込額を試算しております。集合徴収をそのまま踏襲いたしました場合は、1,027万9,000円、これにつきましては税源移譲によりまして住民税がふえますので、前納報奨金もふえるということでございます。それから、単独徴収に切りかえますと、前納の対象月数が減りますので、742万4,000円の見込みとなっております。

それから、2つ目の京都府内の動向でありますけども既に14市町村が廃止、当初から実施されてない団体も1団体あるんですけども、14市町村が廃止されておりました、その他の市町村においても、廃止の方向で検討がされてるという状況でございます。近隣の市町では、平成18年度に宮津市、舞鶴市、伊根町が廃止されていると。それから平成19年度からは、京丹後市が廃止されるということでございます。

前納報奨金の制度につきましては、地方税法で条例に定めるところに交付することができるということで、必須条件ではありません。

続きまして、7ページでは、府内の徴収方式及び納期につきまして、状況を一覧表にしております。見てもらったとおりでございます。

次に、8ページをお開きください。納税通知書、納付書、督促状の発送件数、作成経費などについて、集合徴収の場合と単独徴収の場合とを比較したものであります。少し見にくい表で申しわけございませんけども、補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、納税通知書、納付書、督促状の発送件数、これは推定でございます。日々、口座振替の申し込み等がありますので、納付書納付による件数については日々動いておりますので、現時点での推定値だということで、ご理解いただきたいと思います。

一番左上に納税通知書、納税義務者数としておりますけども、これは平成18年度の当初課税のときの納税通知書の発送件数でございます。住民税が6,244人、集合徴収の場合はこの3税を合わせて発送をしておりますので、その発送件数が1万4,100件だということでござ

います。

前納件数につきましては、資料の9ページの方で簡単にご説明申し上げたいと思いますけど、この納税通知書を受け取っていただいて、それに納付書も同封させていただいておるんですけども、口座振替の方もございますし、前納の納付書で納められている方については、ここに掲げているとおりでございます。

それから毎月期別で口座振替の方は、これだけおいでと。それから住民税の均等割だけの人については、4,000円以下ですので1回で済みますので、6月に終わるという状況でございます。

それから固定資産税につきましては、町外の方も多くおいでですし、また、共有名義等で住民登録じゃなしに、住民登録外のコードを使っております。その方々については、1期から10期までの納付書を作成を送っているという状況がありますので、納税通知書の数から全納・期別、それから均等割のみの方、住民登録外の方を引いた数字が、太枠で囲んでおりますけども、期別納付書、毎月、納付書によって納付される方的人数でございます。

そのうち督促状、これについては口座振替の方についても口座が落ちなかった場合には、督促状を出しますので、納付書納付だけの方だけではございません。

それから下の表については、変更通知書の発送件数、月平均の概数でございますけども、どのくらい変更があるのかなということで、掲げておるところでございます。住民税、固定資産税については余り変更はないんですけども、国民健康保険税につきましては資格移動がありますので、変更が多いということでございます。

その下に経費の比較、これは全くの概算でございます。それから作成経費につきましては、単独徴収と集合徴収、ちょっと表が見にくくて申しわけないんですけども、納税通知書の作成枚数、それから納付書の作成枚数、それぞれ単価を掛けまして作成経費を出しております。

その下が、ちょっと表がくっついておって見にくいんですけども、その下に督促状の発送枚数、単価で金額を出しております。

それから一番下の表につきましては、郵送料の試算でございます。単価につきましては、市内特別料金は割安になりますが、それも加味して想定しておりますので、単価については想定値でございます。納税通知書と、それから納付書、督促状と、それぞれすべて郵送とした場合で、比較しやすいために郵送と仮定して経費を出しておりますが、実際には町内については大半が文書送達員並びに職員で手分けして配っておりますので、実際の数値ではございません。

右にちょっと太枠で網かけしとるところでございますけども、これらの額を単独徴収、集合徴収で総額で比較したものでございます。作成経費、郵送料、合計で出しております。郵送料については、実際の支出額は半分ぐらいだというふうに思ってください。実際は、もう文書送達、職員の手配りでやっておりますので。

作成経費の合計で比較しますと、単独徴収、集合徴収は大差がないということでございます。ただし、業務の執行上は、職員の労役なんかを考えますと、これは大差がございます。

続きまして、9ページでございますけども、口座振替の件数を掲げております。金融機関ごとにまとめております。1期及び前納の件数をまず最初に掲げておまして、次の列で2期としておりますけども、これについては2期で分割納付の方の数でございます。1期及び前納から期別

の2期を引いたものが、前納の概数だということで、口座振替の前納の件数はこの数値だということ。

それから一番右の列につきましては6期、これは11月現在の期別の口座振替の件数をまとめたものでございます。2期で合計で6,424件、期別の口座振替の件数があるんですけども、6期を見ていただきますと、合計で6,595件となっております。2期が7月、6期が11月になっていきますので、4カ月間で171件、口座振替の申し込みがふえたというふうに見ていただきたいと思います。

下の真ん中への納付書発送件数の推定につきましては、これは8ページの数値を試算するために、こちらで組んだものでございますので、また参考までに見ていただけたら結構かと思えます。

一番下の口座振替率なんでございますけども、前納と期別と合わせまして、合計で納税義務者数2万1,398、これは3税重複しとる方もございますので、延べ件数というふうに見ていただきたいと思います。これに対して口座振替の件数が合計で9,390件ということで、口座振替率が43.9%ということで、近隣の市町、それから旧野田川町が以前から口座振替をされておりますので、その状況と比較。それが大体7、8割ぐらいが、口座振替がされているという状況から比べると、まだ5割いってないということで、この口座振替をお願いしていくということが、これからの大きな課題なんかなというふうに税務課では思っております。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。国民健康保険税と国民健康保険料との相違点について、比較したものでございます。左のページにつきましては、「料」と「税」につきまして、その概略、法律の根拠、徴収の根拠とか、そういったものを掲げております。

11ページに、主な相違点というところでまとめてございます。

1つの相違点の大きな点につきましては、賦課ができる遡及期間といて、さかのぼって課税等ができるわけですけども、それは税では3年、料では2年ということになっております。

それから、2つ目の徴収権及び還付請求権の時効でございますけども、「税」では5年までさかのぼって還付請求ができると、「料」では2年であるということでございます。

それから3点目は、税率の規定が「税」では条例、「料」では告示行為という大きな違いがございます。参考までに、「税」と「料」との相違点について、まとめた資料でございます。

以上、議案第1号 与謝野町税条例の一部改正についての細部説明とさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、浪江議員。

8番(浪江邦雄) おはようございます。

それでは、数点だけお聞きしたいと思います。この税のことなので、住民の方も非常に関心がありますし、また重大なことだと思いますので、私の方もしっかり周知ができるように、また説明できるように少しお聞きいたします。

まず、1点目ですけども、町長の提案説明がありましたように、もう早急に準備にかかりたいと、時間がないということだと思うんですけども、なぜ遅れたかというそこですね。大きな原因

というのは、どんなところがあるでしょうか。

議長（糸井満雄） 税務課長。

税務課長（和田茂雄） ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

今回の制度改正は、町民の皆様にご理解、ご協力をお願いするためには、できるだけ時間をかけてやらせていただくということが、大前提かと思っております。

ただ、しかし合併いたしましたから、いろいろと業務が繁忙をきわめておりまして、この税条例の改正に向けて十分な体制を組めなかって、12月に京丹後市さんが同じような改正をされるということを知りまして、与謝野町も同じような課題を抱えておりますので、19年度から早急にやらないと同じような問題を引きずったんでは、本当の業務を改善いたしまして、一番大きな課題であります、議会の皆さんからもご指摘を受けておりますように、滞納の問題が大きな問題となっております。

税の納付につきましては、98%の方が自主的に自分できちっと納めていただいていると。残りの2%の方が、滞納されていると。その辺の税の公正さ、公平さ、それを確保しないと、町民の皆さんの税行政に対する信頼が確保できません。早急にその滞納整理に取り組む必要があるということで、議員の皆さんもご承知いただいておりますように、滞納整理対策本部を立ち上げまして、第一弾として年末に特別徴収も実施いたしましたけれども、実際の滞納整理につきましては、税サイドできっちり押さえて、滞納処分等も見ながらやっていかないと対応できないという状況がございます。早急にそういう体制をつくっていくためには、余分な業務は簡素化したいというのが、今回の税条例の改正の大きなねらいというか、目的でございます。

確かに臨時会をご無理申し上げまして、きょうの提案になったということで、この辺の遅れたということについての責任は、私も感じておりますけれども、何とかお認めいただきまして、議決いただきましたならば、もう早急に町民の皆さんに対する制度改正のご説明、それからご理解を得るべく、職員一丸となって取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 浪江議員。

8番（浪江邦雄） この条例が可決されましたらスムーズにできますように、事故のないように、また取り組んでいただきたいと思います。時間が余りないですから。

それで、次に住民に周知を図るといのがありましたけども、この短い期間ですし、どういふような形で周知を図るように考えておられますか。ちょっとお聞かせください。

議長（糸井満雄） 和田税務課長。

税務課長（和田茂雄） 町民の皆さんに対する今回の税条例の改正の内容につきましては、まず第一弾といたしまして、2月10日発行の与謝野町「お知らせ版」で全戸にお知らせいたしたい。それから3月10日の「広報よさの」に、もう少し詳しい内容についてお知らせいたしたい。

それから2月15日から確定申告が始まるわけですけども、既に町民の皆さんは税務課等で、いろいろと確定申告について対応させていただいてるんですけども、別途チラシもつくらせていただいて、個別にもご案内もさせていただきたい。

それから別途、全戸配布用のチラシについても、一番最初に固定資産税は5月に納税通知をさ

させていただきますので、それまでには全戸配布で2回ほどは入れたいなというふうに、ちょっと検討はさせていただいております。

いろんな町の広報媒体等、ホームページとか、それから有線テレビの文字放送とか、いろんな手段を通じて広報はさせていただきたいと思っております。また、区長会を中心にいたしまして、自治会の方にもこういう内容なんで、よろしくお願ひしたいということで、PRをしてお願いをしていきたいというふうに思っておりますし、また、当初の納税通知書の発送に当たりまして、その辺のことについては、ご案内させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長(糸井満雄) 浪江議員。

8 番(浪江邦雄) 次にメリット、効果が6点ほど書いてあります。例えばですけども、今回これによって経費的には、概算ですけども余り差がないようなんですけども、例えば職員の手間が省かれるということで、その例えばこれだけ時間が削減されます、でありますとか、例えばそれをお金に換算するとこれくらい効果がありますとか、その辺の試算なんかはされてますでしょうか。

議 長(糸井満雄) 和田税務課長。

税務課長(和田茂雄) 税業務の内容につきましては、いろんな要素があって単純には比較を、職員の手間の面では非常に説明しづらいんですけど、税務課長として感覚的に、この改正がされたら1人は手があくんかなという感覚的なイメージを持っております。その浮いた分で、要するに滞納整理に専念できる体制ができると。感覚的な話で申しわけございません。

議 長(糸井満雄) 浪江議員。

8 番(浪江邦雄) 住民の皆さんにすれば、なぜ今までどおりではだめなんだと。今回これによってどうメリットがあるのかというのは、やはり理解する上でも非常に重要な部分と思うので、これだけメリットがあるという。今を見てますと、住民の方に対しては理解がしやすくなるですとか、発送が早くなるですとか、あとは大体事務的な手続のことが多いようなんですけども、その辺を理解していただくように、また広報などにも載せていただけたらと思います。

最後ですけども、10期が4期になる、回数が減るわけですけども、住民の世帯によっては、非常に多額になる場合があると思います。そういう場合、個別に対応を考慮しておられるのか。例えば1回に払う分が多くなりますので、どうしてもという方には、個別に対応で今までどおりとか、そういうことを考慮しておられるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

議 長(糸井満雄) 和田税務課長。

税務課長(和田茂雄) 確かに10期徴収だったのが4期徴収ということで、住民税と固定資産税がそれぞれ4期ですので、今回10回が8回になるというイメージでございます。確かに今までみたいに、毎月同じ額ということにはまいりませんので、町民の皆さんが、今月はようけ払わんならんというようなことになって、不便だというご批判は当然あるというふうに思っております。

納期につきましては、基本的なことで押さえていかならんということで、納期限内に納期に割り振られた税額を納めていただくというのが大原則でございます。ほとんどの自治体が、地方税法どおりの納期を定めておられます。京都府内のそういった状況、現年の徴収率を見ておられます、与謝野町と遜色はございません。最初、納付計画を立てられて慣れられるまでは、やはり戸惑われて、いろんなご批判は出てくるんかなと。それは当然、そういう町民の皆さんの思い

というのは税務課でも理解できますので、その辺のお話を聞かせてもらいながらではございますけど、基本は、納期限内に納期に割り振られた額は、納めていただきたいという願いはしていきたいと。特別なご事情がやっぱりある方も、中にはいらっしゃるかと思います。それについては、また個別にご相談する局面は、出てくる場合はないとは言いきれないということかと思っております。

議 長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江邦雄） いろいろなことが想定されると思いますし、住民の皆さんの側に立って、そのときそのときで対応していただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは若干重複があるかと思いますが、私の思いといえますか、徴税にかかわって行革の一環で、大胆に変えていこうという一歩だろうというふうに思っているんですが、税については住民負担が、日常的には非常に大変な事態になっていると。これは前の議会の中でも申し上げましたが、私が言うまでもなく皆さんも実感していることで、むしろ住民の皆さんの方が、率直に感じているのではないかと思っているんですが。

去年の6月から、住民税の大増税が始まりました、それ以前からもあったんですが。これは理事者の皆さんは、特に担当課については認識が非常に大きいと思っているんですが、これに加えて、この6月から、また改めて大きな負担増が始まります。細かいことは言いません。これは中心は政府与党の自民、公明が、強行にこれを進めてきた結果のツケがくるということです。

一方で、先ほど改正の目的のところでは税源移譲ということですが、これも以前にも指摘したとおり、確かに税源移譲は来ないわけではありませんが、大都市中心に配分されるということですから、こういう農村地域のこの与謝野町なんかは、移譲がどんどん減るといふ配分になります。

こういう中で今、住民サイドから見ても大変大きな負担がされてきているという中で、もう払えないという声もあります。私自身の体験からすると、昨年6月の住民税通知でどういうことが起こったか。私のサイドですから、皆さんは直接あるかどうか知りませんが、具体的には担当課の中で、議会の中で聞いたときには電話が殺到したというお話があったように、私自身も何本も、かなりきついお言葉をいただきました。だからそれほど住民の感情は、厳しいもんがあるということです。これはこれくらいにしておきます。

これを前提に幾つか。基本的に、提案内容につきましてはよくわかりましたので、これを踏まえて幾つか、住民サイドで非常に関心のある点だろうと思う点をお伺いして、質問したいというふうに思っております。

1つは、今度変えるわけですが、納期の変更の問題についてですが、現制度自身が法的に問題がある、違法だというふうに理解していいんですか。それともそうでなくて、現制度でも構わないということなのか、お伺いしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 和田税務課長。

税務課長（和田茂雄） 納期の規定につきましては、資料にもつけさせていただいておりますように、地

方税法で定められております。ただし、各市町村で条例に基づいて、異なった納期を定めることができるということになっております。特別な事情等ということになっているかと思えますけども、その辺の解釈の問題ですけども、本来的にはこの納期の設定につきましては、国税とか府税とか、そういったものとの兼ね合いも見ながら設定されておるものでございまして、これによるのが好ましいのが基本にあるということではあります。ただ、いろいろと解釈を見ている範囲では、与謝野町が時期割にしろということのが、違法だということではないということでございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私の問題意識は、住民の今冒頭に言いました負担で大変大きな負担になってきて、日常のやりくりが、生活が、本当に1回、例えばちょっと手違いで滞納してしまうと、これを追い越すには大変だということを言っているんですね。それは皆さんも窓口を担当されている方は、やっぱりお聞きになったことがあるかと思うんですが、我が家でもそうです。1回でも滞納したら、それを追い越そうたって、なかなか大変だということは、うちの家内も言ってるわけです。

問題は、負担をできるだけ言うたら均等といいますか、負担の大小がないように努力するというのも、そういう側面があるんじゃないかということがあって、お伺いしたわけであります。

次にもう1点、次の問題は効率的だという話がありますが、住民の皆さんは、例えば金がないと言うんだから、すぐ感じるところで言えば、封筒は2通も3通も来ると言うんですね。なぜ1本で来ないかということをおっしゃるんですね。

確かに住民の目線からすれば、当然それは出てくることで、私はこういう点ももっと検討がいるんじゃないかと、工夫が。機械的にしないで、単純に縦割りでしないで、もう少し工夫もいるんじゃないかと、そういう点を私自身も感じています。それは改善できるのかどうかというのは、私もわかりませんよ。わかりませんが、そういう努力がいるという点を、これは要望しときます。特に、このことに見解を求める気はありませんが、むだ遣いにならない努力は、いろんな点で工夫がいるんじゃないかというふうに思っています。

それからもう1点、最後になりましたが、先ほど浪江議員からも質問がありましたが、住民への周知徹底の問題で、私は大事な点は時間がないという、こういう時期になってから提案だということで、私自身も率直に言って、非常に急な話だなというふうに思うんですね。住民の皆さんは10期の話が税の納めることと、こう思っているわけですから、だけどこれが5月から始まると、それもいろいろと分けられるということになるわけですから、これはなかなか周知徹底は。先ほど課長の答弁で、いろんな手だてでやっていくという話がありましたが、私は文書だけじゃなくて、かなりここは丁寧にやらないと、いろんなトラブルが起こるということは、もう明らかだと思います。この点は、特に今の時点で工夫というのは、私自身すぐ言えませんが、ここは丁寧に丁寧に尽くすということを徹底していただきたいと。各課の対応も含めて、このことについてはもう本当に細心の努力をいただきたいというふうに思っています。

以上で質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 最後の答弁は要りませんか。

7 番（伊藤幸男） いいです。

議長（糸井満雄） 11番、勢旗議員。

11番（勢旗 毅） それでは、ただいまの議案につきまして、若干質問をしたいと思っております。

まず、前納報奨金にかかわってお尋ねをしたいと思うんですが、きょうまで旧町時代から、加悦町で見えますと約4割の方が納期前納付をされておりました。これは1つには、プライバシーの関係もございます。それから、もう1つは町自体も、納期前納付をしていただくことで非常に資金繰り上のメリットがあったと、こういうふうに私は考えておまして、今回800万円、1,000万円、こういうことでございますが、現在の報奨金を出している率ですね。限度額5万円というあたりからみましても、果たしてそれに匹敵する効果があるのかなというふうに思うんですが、このことについては会計室長に、ちょっとお尋ねしたいと思っております。資金繰り上、ことしの場合は6月と7月で約15億円ですか、この辺の税金があるわけですが、資金繰り面から納期前納付が廃止をされたら、この辺の問題は、室長としてはどのように考えられていますか。

議長（糸井満雄） 金谷会計室長。

会計室長（金谷 肇） ただいまの質問でございます。前納報奨金を廃止することによりまして影響ですね、こちらで試算をしておまして、廃止することによりまして、前納していただける方がどれくらい減るのかちょっとわかりませんが、先進事例をお聞きしておりますと、3分の2の方が前納をされるというようなことをお聞きしておまして、時期的には6月の末から7月の中ごろであろうというふうに思っておりますが、その時期につきましては、歳計現金は一定余裕のある時期でございます。ちなみに昨年、18年6月末、歳計現金の残高7億6,500万円、7月末では9億5,700万円といった状況でございます。影響はほとんどございませんというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） その部分についてはわかりました。1つの流れとしまして、いわゆる今までの考え方、どこでもそういう協力をしてきたという理解から、1つは持てる方という言い方はちょっと語弊があるかと思えますけれども、納期前納付にご協力をいただくということが、必ずしも今のそれぞれの自治体にとってもベターかどうかというあたりから、ひとつの議論になって、こういうことになったんだろうと思っております。これはこれで理解をしたいと思っておりますが、

次に、具体的な事例について、ちょっとお尋ねしたいと思います。先ほど税務課長から、条例改正を必要とする理由が幾つか述べられました。この中で私がどうも理解ができないのは、どの町でも何十年という歴史をもって集合徴収をやってきました。そういうことの中で、例えば集合徴収による作業が、非常にこのことによって遅れたんだと、こういう書き方がしてあるわけですが、本当にそれだけなんかなという気が私はしております。

というのは、むしろ4期でやる方が、非常に戸惑いが出るということであろうかと思っております。集合徴収をそのまま引き継いだわけですから、そういうことがひとつ十分どういうことなのかなという点が、私は理解がしにくい。封入の間違ひがあるとか、そういうことはいつの年でもあるかと思えますけれども、私はこれはことしだけの条件ではないのかなというふうに思っておりますが、ここのところは税務課長、どうでしょう。

議長（糸井満雄） 和田税務課長。

税務課長（和田茂雄） ただいまのご質問は、集合徴収をこのまま続けてもいいんじゃないかという点の

ご質問だというふうにお聞きしたんですけど、確かに細部説明でも申し上げましたように、集合徴収というのは、納税者の方にとっては毎月毎月の額が一定なんで納めやすいと。納税組合で集金するためには、やっぱりそういった毎月の納付額が、どうしても一定しておることが前提条件になってくるかと思うんで、確かに集合徴収のあり方というのを、私も否定するわけではございません。

ただ、今はもう口座振替の時代でございます。いろんなこれから納税方法についても、電子化の方向に進んでいくかと思えますけど、そういった事態でございますので、税目ごとに処理していくというのが、今の時代に適してるという状況が。もうこれはシステムから何から、そういった社会構造といえますか、社会生活というんですか、それがもう根本的に、一昔前とは違ってきてるということがあるかと思えます。

集合徴収を否定するわけではございませんけど、今の時代には適してない。職員の手間とか、そういったシステムのカスタマイズとか、もうそういうことを考えると、もう集合徴収を続けるような時代ではないというふうに理解しております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 私は集合徴収がいいということを使うのではなく、どうですかということでお尋ねしています。そこはひとつお願いします。

それと、京都府の業務の共同処理のことがうたってあります。しかし、これはこの間もある機会がありまして、説明を京都府に聞きましたけど、まだ非常にこの年度にスタートするかどうかということがはっきりしていないということで、仮にこの年度にするということになりますと、あと2年なわけですね。その辺が、今変えることが本当にベターなのかどうか。それから、このときにまたいらわんならんとということが起こるんじゃないかという不安があるわけですが、京都府の説明を聞いても、そここのところは、課長、どうですか。

議長（糸井満雄） 和田税務課長。

税務課長（和田茂雄） ただいまのご質問の京都府と、それから市町村の税業務の共同処理のシステム開発の状況につきましては、まだ去年の暮れに専門的に担当を集めた分科会と呼んでいるんですけど、検討が始まったばかりで、2年後に確かにシステムが供用開始できるかどうかというのは、この場では、それに向けて京都府さん、それから市町村も頑張っておるんですけど、必ず21年度から供用開始になるかというたら、ちょっとこの場では申し上げることはできないんですけど、2年後にはなるだろうということで、税業務としては考えていくべきだと思っております。

なぜそしたら今の時期に、こういった制度改革を、2年後でもいいんじゃないかというご質問かと思えますけども、これについては先ほど申し上げましたように、今の集合徴収のあり方というのは、京丹後市さんも集合徴収でやっておられるんですけど、同じような問題を抱えておられますので、もう廃止された。それから八幡市が、18年度からやめておられるんです。京都府の中で集合徴収をしないとこは数少ないんですけども、その数少ない中でも、もう集合徴収はやめて、単独徴収に切りかえられている。これはもう時代の流れだというふうに、私は思っております。

1年先延ばし、2年先延ばししたら、その期間だけ税業務が簡素化できませんので、本来やらんないかん仕事に、その分が精力を奪われますので、そんなことは1日も早くやめるといふか、

解消すべきだというふうに私は思っております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、本日大変お忙しいところを税務課の主幹の出席を私は要求しておりますので、1点だけ主幹にお尋ねしたいと思っております。

この説明の中に、いわゆる集合消し込みの不具合が目立つという項があるわけですが、私は従来のTRY - Xから、今年度からTOPICS NEOに変更された。したがって、これが旧加悦町でいいますと17年9月の議会に、この提案がされている。この中で、いわゆるトピックスネオに統一をされて、システム開発をされる中での契約の内訳について私もお尋ねをいたしておりますし、あれですが、今後この部分についての費用は要しないんだと、こういうことがありまして、非常に価格が安いということで、それはそれで理解をしたわけですが、現在の消し込みに不具合があるということなんです、実際的には、主幹、どういう点に不具合が生じておるのか、その点をお尋ねをしたいと思っております。

町議長（太田貴美） ちょっと休憩してください。

議長（糸井満雄） それでは質疑中ですが、ここで暫時休憩をしたいと思います。

今35分でございますので、50分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時50分）

議長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

和田税務課長の答弁を求めます。

税務課長（和田茂雄） 先ほど勢旗議員さんからご質問がありました収納消し込みの不具合の内容について、若干説明をさせていただきたいと思います。

細部説明でも申し上げておりましたように、税目ごとに口座振替、それからこの税については納付書納付を選択できることになっております。この納付方法が違う納税者の方も多くおられまして、この場合に納付書納付の納税額と口座振替の納税額が、総額では納められた額は違わへんのですが、この収納消し込みするとき、税目ごとにきちっと振り分けて消し込みがされていたらいいんですけど、必ずしもそうっていないケースがありました。

と申しますのはシステムの話になるんですけど、基本パッケージ、これが単独徴収のパッケージになっておりますので、それを別途カスタマイズしてやっていかんと、その辺の問題は、ちょっとなかなかクリアするのが今の段階ではできてないということで、そういったうまいこと消し込みができてないケースがありまして、誤って督促状を出したりして納税者の方からお怒りを受けたケースがありまして、それ以降は収納消し込みのデータを洗い直して、手作業で振り分けを正しくやって、処理してるというのが今の実態でございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それと、もう2点ほどお尋ねしたいんですが、今課長の話をお聞きますと、いわゆる基本パッケージは、システムの基本になっているのは、いわゆる税目ごと徴収だから、それを集合徴収にするために若干無理をしてると、こういう説明のように聞こえたわけですが、そこでお尋ねをしますのは、これは大下総務課長さんになるのかと思うんですが、いわゆるこのシステムを入れると、いわゆるトピックスネオに切りかえるといったときに、集合徴収はもう大前提だ

ったと思うんですが、そのこのところのいわゆる話。岩滝町さんは、今までからKKCをやられておりましたので、いわゆるKKC情報システムズに切りかえをされたときに、この条件はもう第一の条件だと私は思うんですけど、そのこのところは、課長さんのご担当かどうかちょっとわかりません。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 機種選定の際に、今、KKCに選定をしたときに、それは合併の協議会の方で電算移行の専門のチームをつくりまして、そこでその後、今言いましたような税のカスタマイズやら、それからパッケージですので住基の方も入っておりますし、それからほかのいろんなものが入っております。それを新町用に手直しする仕様書等で指示をして、それは実施をしたというふうに私は聞いております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 当時、非常に混乱したといいますが、大変な時期だったんで、今の総務課長さんの答弁も一定理解をするんですが、今になってみますと若干やっぱりその辺の詰めが、甘かったんじゃないかという私は気がするんですが、そのこのところはどうでしょうか。これだけお尋ねして終わります。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今のご質問でございますが、当初、与謝野町用のシステムにするには、若干手直しが必要かというふうに思います。それで一番最初の仕様書で、それがすべて網羅できるというふうには考えておりませんので、申しわけないんですけども、旧岩滝町の場合でも、年々ここはこういうふうにしたらいいというふうなことが出てきまして、しておいた経過もございます。

ただ、今機械のことをおっしゃられたんですけども、京丹後市についても変えると、4期徴収にするということは、うちとは違う機械を使っておられますので、京丹後市の方は町村会のをを使っておられますので、それを使っておられても、16年度から3年間しかまだ使っておられないんですけども、それでもまだ4期徴収の方に変えるというふうなことでございますので、先ほどから税務課長が申し上げておりますように、この単独徴収で地方税法に準じた格好というのが、世の流れといいますが、社会の流れではないかなというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 私もこの間、京丹後市へ出向きまして、京丹後市の状況をお伺いはしてきました。それで、そういう流れについては一定認識をいたしますが、先ほど来から話がありましたように、何といいたしても、大きなこれは変更でございますので、特に今度のいわゆる税源移譲と絡んで、住民負担がかなり過重になる。こういった観点から、十分なPRをお願いをしておきたいと、このように思っております。終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

9 番、井田議員。

9 番（井田義之） それでは2、3質問をさせていただきたいと思います。重複する部分があるかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

この対策の中で、やはり税というのは先ほどから出ております滞納対策、それからこの改正をしようと思えば、やはりPRの問題、これが主だろうというふうに思いますが。

まず1点、先ほどから出ております滞納対策、この4ページにも独自の取り組みができるためと、先ほど1人浮いてくるというようなことを言われました。そこで、その1人の方が専門にやられるのか、その辺は別にしまして、いわゆる従来の収納対策では、恐らく同じような結果になって、そう大きな効果が出てこないのではないかというふうに、私は危惧をいたします。

具体的にこういう対策で、3カ月間あいてくるわけですね、こういうような格好で徴収に大きな効果を上げられるだろうというような考え方、試案があればお聞かせ願いたいと、お願いいたします。

議長（糸井満雄） 和田税務課長。

税務課長（和田茂雄） ただいまの井田議員さんの滞納対策についての考え方のご質問に対して、お答えいたしたいと思います。

滞納の状況というのは、人それぞれ非常に違ったものがあるというふうに、私は認識しております。その滞納について、どのように今後考えていくかにつきましては、滞納対策特別本部を立ち上げた中で、基本方針を固めていただいております。その基本方針に従って、具体的に取り組んでいくわけですが、今後の具体的な取り組みといたしましては、やはりまず第1点目は、98%の人が自主納付されておると、自分できちっと納めていただいているという状況があります。やっぱり滞納されておられる方についても、同じように自分できちっと納めてくださいというお願いをします。

具体的には、生活実態からしまして、一括ですべて納めてくださいというのか、なかなか困難なケースもございますので、その場合は、きちっといつまでに、毎月これだけ納めて完納しますというような契約書を書いていただくと、その誓約に基づいて、きちっと期限までに自主的に納付していただくというのが、基本的な姿勢でございます。

それと誓約書の提出については、既に取り組みしておりまして、今現在で200人ほどの方に提出いただいて、毎月納付していただいているような状況がございます。それを受けまして、誓約書を出されてない方もございますし、それから誓約書を出していただいても、その誓約どおり納付していただけないケースがあります。その場合は次の段階も、きちっと誓約書を出してきちっと納めていただかないと滞納処分ですね、次の手段に移りますよと。誓約書を出していただいても、それを履行していただけない方については、履行してくださいよという催告をいたします。催告でも応じられない方については滞納処分に移ると、財産の差し押さえとか、そういった滞納処分に移っていくという、そういう基本的な税法に基づく滞納処分を、これからはきちりやらないと滞納は減らないということかと思っております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 滞納整理については、そういう格好でやっていただくということで、頑張っていただきと思うんですけども、要は、今から言うておりますのは現年度の徴収ですね、現年度分をいかに徴収するかということが大切だ。ということは、現年度さえしっかりといただければ、あと滞納は出てこんわけですね。だから、この3カ月をいかに有効に使うか。いわゆる差し押さえとか何とかというのは最終手段で、これは滞納整理の段階です。そやなしに私が言うておりますのは、現年度のこの3カ月の間、独自の取り組みができると、独自の取り組みができるというこ

とが、ここに書いてあります。独自の取り組みとは、どういうことをされるんですかということですので、お願いいたします。

議長（糸井満雄） 和田税務課長。

税務課長（和田茂雄） 先ほど申し上げました滞納というのは、現年分も含んだ話でございます。以前から滞納者の方につきましては、基本的には現年分を納めてもらった上で、滞納分を納めていただく。総額では、いついつまでに滞納がなくなるという計画でないと、滞納が減りませんので、今度、税条例の改正によりまして、住民税については最終納期が1月、それから固定資産税につきましては最終納期が12月ということで、出納閉鎖が今までは3月だったので期間がある。その時点で現年分の滞納の状況は把握できますので、そのデータを整理して、全体的に見てこの人はこういう対応をした方がいいという。調査は結構かかりますので、財産調査ということになりますと、そういった期間をみた上で、出納閉鎖までに必要な手段はこれまで以上に2カ月の余裕がございますので、その辺が取り組めるん違うかなというふうに私は思っております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） 一生懸命取り組んでいただきたいというふうに思いますが、要は、先ほど浪江議員も伊藤議員も言われたように、今町民は税に対して、公共料金に対してすごいアレルギー状態になっております。ここでいわゆる徴収方法が変わると、それに対して時期が8期になっても、ふえる月、減る月、いろんな財政状況、所得状況によって変わってくるわけですね。そういう中で、なお難しい状態が出てくる可能性がある。だからそれに対して、しっかりとした対応をしていただきたいということが、私が言いたい1つの要素です。

そういう中で先ほどのPRの話もそうですが、伊藤議員は答弁なしでも結構やと言われました。先ほど税務課長が6つか7つ、こういう格好でということを言われましたが、基本的に私は、ここに書いてある必要とする理由とか、期待できる効果とかというのが、町民の立場やなしに行政的な立場の言葉が余りにも多いん違うかなと。そういう状態の中で広報されたとしても、本当に町民の理解を得られるんかなと。やはりこれだけ大きな改正をされるのであれば、町民の中に足を運んで、来られる方、来られん方はいっぱいあります。だけど一定の声を聞いておくのも大切ではないかなというふうに思いますけれども、そういう考え方はございませんか。

議長（糸井満雄） 和田税務課長。

税務課長（和田茂雄） 一番今回の大きな税制改正は町民の皆さんに大きな影響がある。その辺のご理解ご協力をいただくのが一番大きな課題だというふうに認識しております。

先ほど町民の皆さんに対する取り組みの概要をご説明させていただいたんですが、1点ちょっと説明が抜けておりましたけども、現在、前納で口座振替される方が、資料にもちょっとつけておりますけどいらっしゃいます。その方々については直接手紙を出しまして、はがきで今後どうされますかというご意向は伺う予定にはしております。

それから直接町民の方々の中に入って行って、いろんなご意見、ご要望、ご批判等を受けるべきじゃないかというご指摘があります。当然、そうすべきであろうというふうには考えておりますけども、ただ、これから確定申告、それから19年度の当初課税に向けて税務課は、業務がもう日々こなすのが精いっぱいというような状況になってきます。そういう中で確定申告でたくさんの方々に、地区公民館をずっと回りますし、たくさんの方々の納税者の方々と接しますので、

そういった方々にそれ用のチラシもつくったりして、お話はさせていただきたいなというふうに税務課では検討はさせていただいております。

ご指摘のように、今、概要説明させていただいた中では、行政の都合ばかりじゃないかというご批判は当然出てくるというふうに、私もお指摘のとおりだと思います。何か言うたら、もう行財政改革をしてやっていかざるを得んと。本来やらないかん仕事は何かということを経るといいますか、本来やらないかんということ徹底的にやるということでない、これからの与謝野町の行財政で税というのは基盤ですので、基礎ですので、それがあやふやなことでは行政に対する信頼を得られませんので。基盤づくりをきちっとしていくためには、やるべきことをやらんならんと。何をやらんならんかということ、やっぱり滞納整理だろうと。整理といいましても不納欠損を滞納処分することによって、そういう処分する財産がないという場合は、きちり不納欠損をせざるを得んということでございます。その辺の見きわめというのも難しいんですけど、その辺の専門的な職員も育成していく必要があるというふうには思っております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 先ほども出ておりましたけれども、要は今時間がない、この提案が遅いんですね。それはいろいろと理由はあると思います。だけど京丹後市が12月に出されて、それで今になっているというので、やっぱり12月には議会を通して、あとちゃんとするぐらいのことをやっておられれば、今の理由も何とかあれできます。ただ時間がない、時間がないというのは、時間をつくるもんだと私は思っております。どんな忙しくたって、つくる気になればつくれるというふうに思います。その辺のところは十分に考慮をしていただけたらなということで、これはもうお願いをしておきます。

あと先ほどのご質問の中で、京都府市町村税業務共同処理の関係ですけども、ここでは条例改正を必要とする理由として、平成21年度から供用が予定されている、そのためのシステムに対応する必要があるということも入るとるわけですね。ところが、まだこの間ちょっと会議が持たれただけでというような答弁が先ほどありました。行財政改革の一環、町長も提案説明の中で言われました。私はもうこれ1つしかないというふうに思っております。

そうすると、やはりこの21年に向けた対応というの、当然視野の中に入っていると。そのことを前もっていろいろと内々の相談をしながら、これで収納方法は確実なんだと。京都でできたときにもこれでいくんだと、この月をそんなに変えることはないというぐらいの信念は持ってやっていたかかないと、今2月に臨時議会を開いて条例を通して4月1日からやると。21年の分にはこれでいけるんですというぐらいの心構えを持って、やってほしいなというふうに思いますけれども、この件についてはいかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 和田税務課長。

税務課長（和田茂雄） ただいまの京都府と市町村の税業務の共同処理システムの話ですけど、これの方向性の検討については、もう相当前から検討はされております。大体知事さん、それから市町村長さんで、基本的な方向づけの合意ができたということで、去年の暮れから、それなら具体的にどうするんだという、個々の問題を洗い出して、これをどうするんだという専門的な検討が、始まったということをお知らせのわけでありまして、状況はそういうことでございます。

今回のこの税条例の改正の内容が、京都府の共同開発システムを見越した上でどうなのかというご質問につきましては、税法どおりの組み立てでございますので、今回の改正は京都府の共同開発システムに、そのまま基本的には問題なくいくというふうに私は理解しております。

以上であります。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 7ページに京都府内の状況が出とるわけですね、参考資料。ここで大体同じような格好でいっておられると。だから、要は市町村民税については法のとおり、固定資産税の場合がちょっと変わるとるんですか、だから法のとおりにしておけば、京都府の分がそのままいくというのは、ほとんど間違いなかったん違うかなというふうに思うんですけども、その辺の調整もできるだけ早いこととしていただいて、余りコロコロ変わらないようお願いしたいというふうに思います。

それから京都府内の同じ状況の中で、今ちらっとありましたが国保の担当課、今回は国保はないんですけど説明もありました。国保の担当課が、よそはそれぞれの課でやっておられます。与謝野町の場合には、税務課でやっておる。税務課でやるのと、それから担当課でやるのと、メリット・デメリットは何があるのか。そして与謝野町としては、今後とも税務課で徴収をされていられるかどうか、その点についてやっぱり税務課長ですか、お尋ねいたします。

議長（糸井満雄） 和田税務課長。

税務課長（和田茂雄） ただいまのご質問について、現在の状況を申し上げたいと思います。

個人の町府民税、住民税というとるんですけど、それから固定資産税については、ご承知いただいておりますように普通税でございます、一般会計に入ると。それから、国民健康保険税につきましては目的税、それで特別会計に入ると、この基本的な違いがございます。

国民健康保険税の税率を定められるのも、国保サイドの収支のバランスを考えて当然決定されると。それから国保の資格移動、それからいろんなデータが、やっぱり国保サイドのデータと密接に絡んでおるものでございますので、理想的には国保サイドで一体的にやるのが、ほかの市町村の例を見ていただいてもわかるように、本来の姿だろうということはあるかと思っております。その辺も見ながら、与謝野町で条例改正を受けて単独徴収になった場合にどうするかということについては、今現在内部で、賦課徴収について今、最終調整中でございます。

9 番（井田義之） いや、税務課でやる場合と保健課でやる場合とのメリット・デメリットが何かあるんですか。

税務課長（和田茂雄） 説明申し上げましたように、保健サイドで一体的にやるメリットについては、先ほどご説明させていただいたとおりですし、税サイドでやるメリットというたら徴収関係、税としての、そういうことがあるのかなと。その辺がどこをどう切り分けるのかということは、今後内部調整した上で、理事者のご判断にゆだねたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 今こういう、町民に対して大きな税の改革をもっていくわけですね。だから今後庁舎内で検討して云々という、そういう考え方があるのであれば、やはりこれも早いこと検討されて、保健課がいいのか、税務課の徴収がいいのかというあたりは、もう議論されるべきやないかなというふうに思います。これについては、町長の考え方もお聞かせ願いたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） それらも含めて、今もう既に検討に入っております。ただ、人事等もかわりますので、それらのこともあわせて、今後大きな課題になってくるかと思っておりますので、もう少し慎重に進めていきたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） いろいろとPRをされる。やっぱりその中で、もし機構的な改革を町長がされるのであれば、そのことも含めてやっぱり一緒にPRをされるのが一番いいんじゃないかなと。まして先ほども私が言いましたように、行政改革の一環としてという大義名分を、町民の方々にお願いをしようと思えば、行政の方のもし改革をされるのであれば、そういうことも1つの大切なことではないかなという意味で申し上げておりますので、よろしくご検討を願いたいと思います。

それから、ちょっと今度は細かいことになりますけれども、二重納付が解消できるということが、税務課長、書いてございますね。これは前納制を設けておる以上は、5月、6月の納入者と重複納付というのは、私はこれが解消できるという意味がちょっとわかりにくいんですけども、報奨金は別ですよ、どういう格好で解消ができるのか。納付書が来てポツと払うしてしまたら、二重になることがあるんですね、よく。それかなぜ解消できるんですか。

議 長（糸井満雄） 和田税務課長。

税務課長（和田茂雄） 18年度の当初の納税通知にあわせまして、与謝野町では分割用の6月分の1回の納付書と、それから全期前納用の報奨金もつけて納付書と2枚、納付書納付の方については送らせていただいております。お年寄りさんで多いんですけど、来たものは皆お払いになるというケースがありまして、48件ぐらいかと思うんですけども、そういう二重に納められておられるという状況がございます。

今回、税条例の改正を受けまして、納付書は住民税、固定資産税については4期分、4枚を、当初の納税通知書と一緒にあわせて送らせていただくと。それで一括納付されようという方については、その4枚で納付いただこうと。それ以外には、もう前納納付書とかいうのはつけませんので、二重納付は、当然納付書が行かないので、なくなるということでございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） わかりました。なしになるだろうなという意味はわかりました。

次に、8ページの経費の合計ですけれども、単独徴収と集合徴収との経費が網掛けで説明がありました。これは単独徴収というよりも、4期徴収という前提でのこれは試算やないですか。というのは先ほど言いましたが、行政サイドの説明資料だということは申し上げました。町民の方々に、例えばこういう集合徴収から単独徴収にしても、経費が変わらんですよということの意味で、我々にもそう示されておるんだろうと思うんですけども、実際には4と10との違いがあって、こういうことになるというふうに私は理解するんですけども、それでよろしいでしょうか。

議 長（糸井満雄） 和田税務課長。

税務課長（和田茂雄） 議案の参考資料につけさせていただいておる今のご指摘の部分でございますけど、これについては集合徴収10期、それから単独徴収4期にした場合に、納税義務者とかが、それから口座振替の状況はこうで、それで毎月の納付書の発送の件数がこうなって、その辺で行政経費

的にはどうなんだということは、当然議員の皆さんに知っておいていただく必要があるということで、参考資料としておつけさせていただいているものでございます。

それで町民さんへの説明資料とかいう思いは、私は現時点では持っておらないものでございます。町民さんに説明するのはやはり行財政改革で、それによってひいては与謝野町の将来、町民サービス全般的な意味でそれにつながっていくんだと。具体的な内容については、先ほどからたびたびふれておりますので、これ以上は申し上げませんが、よろしくをお願いします。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 私も頭が悪いので、できるだけわかりやすい資料がいただけたらありがたいなというふうに思います。ごまかしてみたいな資料じゃなしに、やっぱり4期にすることがあるから、こういうことになるんだというあたりのものが、いただけたらありがたいなというふうに思います。

そこで、ここでちょっと税務だけではないんですけども、庁内の職員が手配りしておるという状態。これのいわゆる職員の方々の事故とかについては、どういう対策が設定をされておるのか。業務上のことについては、事故があった場合には一定の保険とか補償を想定されておると思うんですけども、これは業務上と見るのかどうかというあたりに関係してくると思うんですが、これは総務課長ですか。

というのは我々議会でも、この間、広報の方々のことをいろいろと議論したことがあるんですけども、いわゆる写真を撮りに行ったり、いろいろと個人的な格好で行っておられる。それに対する補償をどうするかというようなことを、議会でも議論をしました。これについて、どうのように総務課としては職員の方の手配り、これについてどういう対応をしておられるのか、お尋ねいたします。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） ただいまの件につきましては、昨年のおたしか6月の定例会で上山議員さんからご質問がございまして、職務命令として対応するというふうにお答えをいたしております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） もう1つ、ちょっと細かいことですが、9ページに比率と振り替え率、一番最後の方ですが、パーセントとコンマで出ておるんですが、これは何か、税務課長、理由があるんですか。先ほどの説明資料がわかりにくい、わかりやすいようにしていただきたい、私は頭が悪いでということを行いましたけれども、12%と書けないのか、0.41と書けないのか。この比率と振り替え率、パーセントとコンマ、こういうようにしなければならぬ理由があるのか、お尋ねいたします。

議 長（糸井満雄） 和田税務課長。

税務課長（和田茂雄） 先ほどからご指摘を受けておりますように、ちょっと8ページと9ページの表については、非常に見にくい表でまことに申しわけございません。計算式を組んでちょっとやっとなる関係で、パーセントになったり、0.25とか、そういう数字になったりしておりますけど、ちょっとそれを使ってほかのところへ影響させると関係もあったりして、大急ぎでつくった関係で、その辺のきちっと見直しもできてないんで、もう少しこなれた、わかりやすい表にさせてもらったらよかったですけども、非常にわかりにくい表になってまことに申しわけございません。

9 番（井田義之） 理由はないんだね。

税務課長（和田茂雄） 理由はないです。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） せいぜいわかりやすい表に修正をしたものを、今後はお願いをいたします。

固定資産評価委員の委員の定数が3から6にという格好で提案されております。これもやはり従来は各町に3人おられたのを6人になるということですね、9人が6人になるという格好だろうというふうに思います。ぜひとも必要なやいかなというふうに思いますが、新しい方の任期ですね、これはどういう格好で設定を考えておられるのか、この点について。というのは、現在の方々は19年、20年、21年の6月30日までだと。それでこれを7月1日に施行するということになりますので、あと3人信任されるわけですね。その方の認識については、どういう格好のバランスになるんですか。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） この件につきましては7月から施行ということで、また6月の定例会で選任についてお世話になる議案を提出させていただこうと思っておりますけれども、昨年の6月にも出しましたように3名おられまして、1年ずつ任期はずらしたいということでございまして、1年任期の人、2年任期の人、3年任期の人というふうに考えておりまして、翌年から2人ずつ交代をしていくというふうに考えております。

9 番（井田義之） そんなら19、20、21、同じようになるんですか。

総務課長（大下 修） 20、21、22、19年7月からです。

9 番（井田義之） 井田議員。

9 番（井田義之） 最後にお尋ねしておきます。この固定資産評価委員さんというのは、大体年に何回ぐらいお世話になっておられるのか実情を、去年、ことしあたりの実績をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 18年度、まだあと少しあるわけですが、審査の申し出はございませんでして、審査の申し出にかかる会議は一度も行っておりません。それで会議につきましては、当初の委員さんに辞令交付をして、少しお話をさせていただいたということで、研修等のことは実施できておりませんが、次年度以降は仮に6人になりますと、今は旧町の経験者の方が3名ともですので、そういうことはしておりませんでしたけれども、6人になりまして、新しい人が入るといふうなことが考えられますので、研修会等も実施をしたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） それこそこの税制改正、いわゆる先ほどから言うておりますように、行財政改革の一環だという格好で、ぜひとも進めていただきたいと思っておりますけれども、町民の方々とはいわゆるコンセンサスと言うのか、PRと言うのか、そのとこだけはしっかりとやっていただく上で理解をしていただいて、進めていただきたいということを最後に要望しまして、質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第1号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。
よって、議案第1号 与謝野町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第4 議案第2号 与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正についてを議題とします。
提案説明を求めます。
太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第2号 与謝野町有線テレビ等施設条例の一部を改正する条例制定について提案理由のご説明を申し上げます。

与謝野町有線テレビ事業の運営に対しましては、毎年、一定の一般財源を充当しておりまして、町財政が非常に厳しい現状においては、少しでも町財政の負担を軽減させ、より安定的な与謝野町有線テレビ事業の運営を進めていく必要があることから、今回、利用料前納の場合における減額措置制度を廃止しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 和田加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） それでは議案第2号 与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部改正につきまして、細部説明を申し上げたいというふうに思います。

提案の理由につきましては、先ほど町長から申し上げましたとおりでございます。議案を見ていただきながら、説明をまずさせていただきたいと思います。

議案書の4ページをお開きいただきたいというふうに思います。

与謝野町有線テレビ放送等施設条例の一部を改正する条例ということでございまして、次のように改正するというので、第13条第4項、但書を改めるというものでございます。

この第13条と申しますのは、利用料の徴収につきましてうたった条項でございます。恐れ入りますが、参考資料としてつけております議案の資料の12ページを、お開きをいただきたいというふうに思います。

有線テレビ等の施設条例の新旧対照表をつけさせていただいております。現行につきましては、13条の第4項で、但書以降でございますが、前納ができるということになってございます。この場合におきましては、規則の定めるところにより利用料を減額できるものとするというふうになってございます。この規則の定めるところによるというこの定めでございますが、毎年、4月末日まで前納をされた場合に利用料の月額、有線テレビでいいますと月額1,000円なんです

けども、その2分の1、0.5カ月分を減額できるということで、有線テレビで申し上げますと500円が減額されていたということでございます。これを改正案でいきますと、この前納にかかります減額措置を、廃止をさせていただきたいというものでございます。

恐れいりますが、13ページの方をお開きいただきたいというふうに思います。

減額の内容ということで明記をさせていただいております12カ月の前納の場合、0.5カ月分を減額するということで、それぞれ内容を書かせていただいております。テレビの場合ですと、一般世帯ですと月額1,000円ということで、12カ月、1年分で1万2,000円ということになるわけですが、前納された場合には500円の減額措置がございまして、1万1,500円で1年分をお支払いいただいたということでございます。

また、減免世帯という減免制度がございまして、減免世帯につきましては、月額500円ということになっておりまして、その半分の250円が減額されていたということで、減免世帯の場合ですと、1年間で6,000円の利用料をお支払いいただくわけですが、250円を減額させていただいて、前納の場合は5,750円をいただいていたということでございます。

それから、インターネットにつきましては月額2,000円ということで、テレビと同様に1年間ですと2万4,000円をお支払いいただくわけですが、1,000円の減額措置がございまして、2万3,000円をお支払いいただいていたということでございます。

現在の納付方法の内訳でございますけども、19年1月現在ですけども、2,543件ございまして、そのうち前納が1,288件というふうなことでございまして、約半数の方が前納をお世話になっているということでございます。

この減額の措置を廃止した場合に、どれぐらいの金額になるのかということで、減額の総額ということで書いてございます。平成18年度で申し上げますと、テレビとインターネットと分けさせていただいておりますけども、合計で申し上げますと、年間7万2,450円のこれまで減額していたものが、利用料として収入されるということでございます。

先ほど来、出ておりますけども、与謝野町の財政状況というのは、非常に厳しい状況があるということでございます。議員の皆様もご承知のように、毎年度、一定の一般財源を、この有線テレビ事業の方にも充当をいただいているということもございまして、また今後、このテレビ事業につきましては、デジタル化等いろいろな対応もしていかなければならないというふうなこともございまして、将来的には、基金造成も少しずつでもやっていく必要もあるのではないかなというふうに我々は考えております。

そういったことも踏まえまして、今回、今後財政状況に対応するためと、安定的な有線テレビ事業を運営していくために、減額措置を廃止をさせていただきたいということで、提案をさせていただくものでございます。

今後も有線テレビ事業につきましては、加入者の皆さんに喜んでもらえるような番組づくりに取り組んでまいりたいと思っておりますので、何とぞご理解をいただきまして、ご承認がいただけますようお願いを申し上げます。細部説明とさせていただきます。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第2号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。
よって、議案第2号 与謝野有線テレビ放送等施設条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第3号 市場簡易水道配水施設新設工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第3号 市場簡易水道配水施設新設工事請負契約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は第3回平成18年8月臨時会において議決され、締結いたしました、市場簡易水道配水施設新設工事請負契約の変更を、提案させていただくものでございまして、工事費を114万2,400円の増額と、工事の履行期限を17日間延長させていただくものでございます。

変更内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） それでは、お手元にお配りしております議案資料に基づきまして、変更内容をご説明申し上げます。

議案資料のちょっと訂正がありますので、お願いいたしたいと思います。議案第3号資料の中の4番目に、工事内容の変更ということで、1)配水施設ということであげております。その丸数字が となっておるところを ということなので、電気計装設備ということで、と訂正をお願いします。

資料の16ページに平面図をおつけいたしておりますので、ごらんいただきたく思います。図面の配水池本体の上部が、隣接する府道野田川大宮線で、右方向が京丹後市の常吉向きになります。

変更箇所につきましては、赤が追加分で、黄色が減少分として色分けをしております。それぞれの内容を旗揚げしてお示しをしております。

まず、赤の追加分からご説明申し上げます。

図面中央から上側に旗揚げしております 300の63メートル、及び 100の13メートルの暗渠配水の追加でございますが、昨年度施工しました配水池本体の基礎工事部分以外の敷地

が湧水により軟弱になって、施工がままならない状態になっておりました。さらに、この敷地は完成型で2メートル嵩上げすることになりまして、それに合わせて既設水路も埋まってしまうことから、湧水の水道を確保するために、既設水路の高さに暗渠配水を追加することとしたものでございます。これによりまして、工事費が121万3,000円の増額となっております。

次に、図面中央やや左側から下側に旗揚げしております、隔壁コンクリートのボリュームの追加でございますが、これは積算の中で、この部分のコンクリートボリュームが抜けていたため、修正をさせていただくものでありまして、86万7,000円の増額となっております。まことに大変申しわけありません。

次に、図面左下に旗揚げしております低圧ケーブル、制御ケーブルのそれぞれの35メートルの追加と、引込柱の変更につきましては、当初、図面中ほどの黄色いV字部分に計画しておりましたが、関西電力との協議の結果、ケーブルが府道を横断する際に、高さが4メートルを確保できなくなることから、図面左側へ変更したものでございます。これによりまして工事費は、14万4,000円の増額となりました。

次に、黄色の減少部分をご説明申し上げます。

図面中央右側の盛土量270立米の減少でございますが、この敷地につきましては土地所有者の希望を受けまして、分筆せずに1筆買いをしたことによりまして、駐車場として使用することとした土地で、昨年度、造成工事の残土を、その部分に水気を抜くために仮置きをしております。当初はこの残土を入れかえて整地する予定でありましたが、十分使えると判断をいたしましたので、搬入の良質土を減額させていただくもので、工事費は108万2,000円の減額でございます。これらの変更をトータルいたしまして、114万2,400円の増額変更となったものでございます。

また、配水池が大きいために、内装塗装の乾燥時間を十分取りたくて、工事の履行期限を当初の3月9日から3月26日まで、17日間延長させていただきたく、あわせてお願い申し上げます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

議 長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第3号 市場簡易水道配水施設新設工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第4号 市場簡易水道送・配水管布設工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第4号 市場簡易水道送・配水管布設工事請負契約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は第4回平成18年9月議会定例会において議決され、締結いたしました、市場簡易水道送・配水管工事請負契約の変更を提案させていただくものでございまして、工事費を404万3,500円増額させていただくものでございます。

変更内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） それでは、内容変更をご説明申し上げますが、この工事の変更につきましては、ほとんどが施工に際しましての精査によるものでございますので、図面はおつけしておりません。

また、議案資料の17ページだけではわかりにくいと、先日の産業建設常任委員会でご指摘を受けましたので、今朝にお配りをいたしました補足資料でご説明申し上げます。ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

施工場所につきましては、先ほどの第3号議案の配水池から府道野田川大宮線を下り、途中町道に入りまして市場保育所の裏から、昨年度の工事終了地点に接続するもので、送・配水管を並列で埋設するものでございます。

それでは、資料の上から順番に、変更内容をご説明申し上げます。資料の左側が変更前、右側が変更後でございます。

まず、1)送水施設であります、ダクティル管 200が、延長といたしましては6.7メートルの追加となりましたが、内容的に暗渠の伏越えが4カ所あり、それらの部材変更、また、空気弁の配口などを差し引きまして、工事費は11万7,000円の増額となっております。

次に、2)配水施設のダクティル管 200でございますが、延長としましては3メートルの追加でございます。しかし、これも内容的にたくさんの変更がございまして、暗渠の伏越えが1カ所、施工の段階で地元より要望がありました自然水利からの保水となっておりました既設の防火水槽への新たな接続、老朽化した消火栓の接続替え2カ所や、新設消火栓の接続などによりまして、部材を追加をさせていただきました。これによりまして工事費は、45万3,000円の増額となりました。

次に、の硬質塩化ビニール管 150でございますが、延長といたしましては7メートルの減となっているにもかかわらず、内容的にたくさんの変更がございまして、工事費が大幅に増額となっております。

その内容としましては、先ほどからありますように暗渠の伏越えが3カ所、既設の防火水槽

2カ所と、保育所の既設配水管からの接続替えや仕切り弁4カ所の追加、既設配水管との接続などで、235万4,000円の増額となりました。

さらに掘削によりまして破損してしまいました横断水路の復旧としまして、自由勾配の側溝の追加でありまして、これが16万円。完成後の旧配水池を切り離すための不断水バルブの追加で52万6,000円、現在は使っておりませんが、石綿管や擁壁、水路などが露出したために、その処分費として41万6,000円を追加しております。

次にその下、の路面復旧でございますが、府道につきましては、来年度、下水道工事が施工される予定となった部分を減額しておりまして、これは267万円の減額となりました。また、町道につきましては、掘削によりまして影響部分の面積を追加しまして、59万8,000円の増額となっております。

次に、の給水管布設は、複雑な配管になっておりました既設給水管を3カ所接続替えしたもので、23万4,000円の増額となっております。

最後に、3) 共通仮設の交通整理員でございます、当初、府道部分につきましては、作業箇所前後に2名で計画をしておりましたが、交通規制の関係で警察協議に行きました折に、バック方旋回範囲につきましても1名、信号付近につきましては作業時に4名を、それぞれ配置するよう指示を受けました。そのために、延べ240名の追加で、185万7,000円の増額となっております。これらの変更をトータルいたしまして、404万3,550円の増額変更となったものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

9 番(井田義之) それでは質問をさせていただきます。

まず最初に、この本日の議案書ですけれども、当初、配付をされて、その後、差し替えにわざわざ来ていただいて、また2回目の差し替えに来ていただきました。これはどこの間違いかといえますと、9月臨時会だとか、8月定例会だとか、何か日にちが18年と19年と違うとか、どこでどういう間違いが起きたのかと言われるような、何でこんなことが間違うんだと言われるような内容のようでした。

先ほどもそれぞれの職員の配付のことも、私は気になっておりました。それが今回、公とはいえ、2回もこれだけの議案書の中で差し替えがあるんですね。どこにその原因があるのか、なぜそんなことが起きたのか。この件についてどなたでも結構です、まず最初に答弁を求めます。

議 長(糸井満雄) 大下総務課長。

総務課長(大下 修) まことに申しわけないことだと思っております。我々が議案をつくり出すには、原課から送られてきまして、それで総務課で一応様式等を統一をいたしまして、印刷して配付をさせていただくということでございますが、今回につきましては2カ所とも総務課のチェック漏れということで、2、3人で見ておるんですけども、今から考えると少し惰性になっておったかなというふうには思っておりますので、今後はこのようなことがないように十分精査し、見るつも

りですけれども、人が見るものですから今後とも起きてくるかもわかりませんが、細心の注意を払って作成をしたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 実は、私は水道課でも水道課長にも言いました。何でこんな間違いが起きるんだ、基本的な初歩的なミスを繰り返すなということを行いました、この間。やはりこういう間違いは絶対ないように、それぞれが心を込めてチェックをしておれば、こんな間違いが起こると思いませんので、よろしく願いをいたします。

また、本日こうして提案されております。条例改正についても、なぜ12月にできなかったかと言いました。この提案も、もう既に工事はほとんど目鼻がついておるといのか、私も市場の簡水も行ってきました。ほとんど工事、建屋も終わっております。なぜ今ごろ補正が出てくるのか。これだったらもう最後に、終結の補正を出した方がいいんじゃないかなというような感じで、見て来させていただきました。なぜもっと早い時点で、12月で恐らくこのことをわかっておったんじゃないかな、工事中に。議会の承認を取って工事の変更をする、請負契約の変更をする。請負契約の変更と同時に、工事の変更です。なぜできなかったのか。まして先ほどのコンクリートのいわゆる積算漏れですね、そんなものがなぜ出てくるのか、私には不理解です。その点について、まず1つ。

それから、あと1点。石綿管の処分が出ております。工事中に掘って出てきたということなんですけれども、これは聞いてもわからんのかわかりませんが、なぜこういうことが起きておるのか、起きるのか私には、当時、もうそういう管を廃棄にすれば、当然引き上げて、処分をされておるといことやろうと思うんですが、なぜそういうことが起きるのかということ。それから石綿管については、どういう格好で、どこに処分をされたのか、お尋ねをしておきます。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 先ほどの議案資料の関係につきましても、担当の水道課がもうちょっとしっかりして、チェックを十分してから総務の方へ送るべきところを、総務課長はそう言っておられますけれども、水道課の責任だと感じております。

それから今回の変更につきましても、井田議員さんがおっしゃるとおり、現場も多分、井田議員は見られたと思いますが、大体目鼻は立ちました。おっしゃるとおり12月の定例会で、変更契約をするべきところもあったと思います。今回のこの送・配水管につきましても、12月の定例会で変更契約の締結の議案を出させていただいてもよかったと思っておりますが、十分精査なり、それから変更がないようなことで確かめた上で、変更契約の提案をさせていただこうと思ひまして、今回の臨時議会になったわけでありまして、もうちょっと担当課でも早いこと工程なりを詰めまして、今後はもっと早い段階で変更契約ができるように、もう一度課内で検討しまして、まとめたいと思っております。

それから石綿管につきましても、多分旧町でありまして、例えば加悦町でありましたら、その石綿管をそのまま置いて、その中にモルタル注入をしまして、そのまま置いとくケースもあります。処分費等あんまり動かさん方が、そのまま置いといた方がいいということで、府道にいかって分につきましても、国道にいかって分についても、それで協議をさせてもらって、そうしております。

それで町道なんかでポロッと出てきたときに、今回もそうだと思いますが、布設替えのときに取っておけばよかったかもわかりませんが、そのままにして布設をしたと。今回、それも出てきたものでありまして、この際、出てきたものについては撤去をするということで、処分地は、瑞穂町にあります最終処分場に処分をしております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 石綿管の場合には、水道で使用する場合には害がゼロに等しいというのか、害がないというのか、学会の方でも発表されとるわけですね。だけど、やはり石綿を扱うことについては、いろいろなやっぱり注意が必要ということになっておりますので、そういう後で問題が起きないように、しっかりとした対応をお願いをしておきたいなというふうに思います。

それから、きょうのまた資料のことですけれども、17ページに参考資料を出していただいております。この中にも課長が言われたように、間違いがあるんですね。の送・配水管路面復旧、府道538立米、町道266立米、こんな間違いが何で出てくるんですか。新しい後の配付資料には、ちゃんと平米に直っております。ここらあたりが、チェックがもう余りにも甘過ぎると。もっともっとチェックをちゃんと入れて出してこられるように、お願いをしたいなというふうに思います。これはもうこの程度のします。

次に、交通整理員ですけれども240名追加、合計で何名になったかということもお尋ねしたいんですが、当初の設計で出して、警察の方から指導を受けて、これだけ大きな指導員の追加が出たということなんですが、設計をされるときにある程度基準があって、こういう場所では、先ほど信号とか言われました。信号の場所だとか、それからいわゆる交通の頻繁なところだとかいろいろとあって、それで大体設計されて、今回の工事については、何人の交通整理員が要するというようなことになっておるんだろうというふうに私は思ってたんですけども、全然警察から指導を受けたから、こうしてポツとふやすというようなことになっとるんですけども、そういう基準というのはいないわけでしょうか。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 交通整理につきましては基準がございまして、それは1日当たり何メートル布設ができるかということら辺から、交通整理員の人数を上げていくということで、例えば100メートルあった中の10メートルが1日だとしましたら、10日間かかりますので、その交通整理に2人で40名とか、そういう形で計算をするわけなんです。

今回につきましても、そういう計算に基づきまして交通整理員の配置は、当初120名の通行整理員を見ておりました。それが先ほど申しましたように警察との協議によりまして、それだけふえたということになったわけです。今後は井田議員がおっしゃるように、もうちょっと設計の段階から警察とも若干協議をしたりして、このくらいだったら何人くらい要とかいうものを一度調整、協議させてもらって、それから設計に移ったらそんな大きな変更がないと思いますので、19年度からにつきましては、そういう協議をしながら設計をやっていくように指導したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） もうこれ以上は言いませんけれども、120名が240名追加になって360名になったんですか。普通、常識では考えられんわけですね。やっぱりそういうようなことがない

ように、実際そして丸めた数字で出てきておるわけですけども、実際にそれだけの方がかかられたのか、それ以上の方がお願いされたんかわかりませんが、やっぱりしっかりと精査をされて、しっかりと基準に沿って設計をしていただいて、安全な工事をしていただけるのがいいんじゃないかなということを申し上げて終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第4号 市場簡易水道送・配水管布設工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。

もう12時が10分ほど過ぎておるわけですけども、あと1議案を残しておりますが、このまま引き続き続行させていただいてもよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） それでは、引き続き続行させていただきたいと思います。

次に、日程第7 議案第5号 加悦簡易水道算所浄水場改良（土木）工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第5号 加悦簡易水道算所浄水場改良（土木）工事請負契約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は第4回平成18年9月議会定例会において議決され、締結いたしました、加悦簡易水道算所浄水場改良（土木）工事請負契約の変更を提案させていただくものでございまして、工事費を786万7,650円増額させていただくものでございます。

変更内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） それでは、お手元にお配りしております議案資料に基づきまして、変更内容をご説明申し上げます。資料の20ページに算所浄水場の平面図をおつけしておりますので、ごらんください。

まず、図面右側の赤く囲った矢板土留め工の追加でございますが、これは酸化槽及び浄水池の

築造時の掘削による隣接家屋や既設の場内配管への影響を考慮するとともに、施工の安全性確保のための矢板土留めでございます。

当初は場内で行いました2カ所の土質調査のデータをもとに、いわゆるオープン掘削としておりました。しかし実際に掘削をしてみますと、この部分は土質が悪い上に、今現在その浄水場は水をつくっておりますので、既設配管が掘削ラインにかかってしまいますことから、既設配管や隣接家屋に影響を与える恐れが大きくなったことと、また、酸化槽及び浄水池の築造時に土砂崩壊の恐れがあり、作業の安全性が確保できなくなったことによりまして、土留めを追加するものでございます。これによりまして、工事費が371万3,000円の増額となっております。

次に、黄色の場内配管150の追加で、延長は22.8メートルでございますが、これは酸化槽の清掃用の排泥管が抜けておりましたので修正させていただくもので、102万円の増額となりました。これにつきましても排泥管が漏れておりましたので、大変申しわけありません。

次に、資料の21ページをごらんください。これは工事用の仮設道路の追加でございます。

当初は、平面図で言いますと、浄水場の上側の町道から出入りすることとしておりましたが、付近住民から住宅地で子供も多いので、別の進入路を確保してほしいとの要望が区長さんの方からありまして、たまたま請負業者が現場事務所や資材置場として借地をしておりました部分を、広げる形で対応したものでございます。工事費は、207万8,000円の増額となっております。そのほか図面にはお示しをしておりますが、酸化槽の形状を若干変更したことや、運転のための取水用仮設配管の形状延長を変更したことによりまして、105万6,000円の追加がございます。これらの変更をトータルいたしまして、786万7,650円の増額変更となったものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、井田議員。

9番（井田義之） 承認をしていただきますようにということにして、もう工事が着々と進んでおりますので、承認をせんわけにはいかんというような状態になっておりますけれども、これについてもやはり私がお尋ねしたいのは、土質調査をして設計をされた。土質調査の段階で、なぜこういうことがわからないのかなということが1つ。

それから、あと土質調査の余分に試掘を何カ所かでするわけですね。それで試掘をするということは、土質調査とは余分の土質等を調べるとというのが、基本だろうというふうに思います。ところが、結局今になって、こういう追加が出てくる。現場へ行ったら、もう既に矢板が打ってある。こういうことは、議会としてどちらが先なのか。矢板を打ってしまうことが先で、工事を進めることが先なんだと、それは大切なことです。だけど議会へ提案される資料を見ながら現地へ行ってみると、既に工事はどんどん進んでおると。私の言うことが間違っておったら、間違っておりますと言っていたら結構です。今後の対処の方法をお尋ねいたします。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 先ほども申しましたように、井田議員がおっしゃるように変更契約を結んでから、

その内容について工事をするべきところであります。

今回につきましては、先ほど申しましたように、井田議員からもご指摘がありますように、現場へ行くともう既になっておるということで、本当にもっともっと早い段階で、変更契約を締結をした後に、承認を得てから工事をするべきであったと思います。今回につきましては、請負契約の締結が終わってから、本来ならああいう状況が見えてきた段階でありましたら、10月か11月に、もう既に変更契約の締結をしなければ多分できなかったと思います、工期的にもありますし。それを若干ずらした形で今回提案させていただいたことにつきましては、大変申しわけなく思っております。

試掘につきましては2カ所、土質調査をいたしました。土質調査をした結果いけるということでオープンカットしました。当初から、本当に悪くてどうしようもないというところであれば、当初から矢板を設計しましてやるところを、土質調査の結果、よかったものでありますので、矢板を打つにはもったいないと思ひまして、当初はオープンカットしました。請負人と私どもの監督員が現場へ行って見まして、徐々に掘る段階で、どうしてもオープンカットでは無理やと。それから隣接します配管もありますので、そこら辺がもろに見えてきますので、それでは今運転しておる水道に支障をきたしますので、矢板工法をとらざるを得ないということで、変更をさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） ポーリング調査して、土質調査をして、そこそこならいけるという判断をされたというのだというふうに思いますが、現地では民家が近いんですね。結局4メートルぐらい掘らなければならぬ、8メートル50の矢板を打っておるというのが現地ですね。ということは、4メートル掘ったら隣の家がやっぱり危ないんですよ、これもしものことがあったときに。だから最初から、私はやっぱり矢板工法を考えるべきでなかったかなと、これは課長と私の考え方がちょっと違うんで、それはそれで押しつけるつもりはありません。だけどやっぱり今後については、そういう人家の近くであれば安全策をとって進めていけるのが、途中で変更するよりもいいんじゃないかなというふうに私は感じております。

それから同じ現地を見た中で感じましたのは、やはり仮設道をつけなければ工事がやりにくいん違うかなと。本来なら仮設道というのは、業者負担にさせてもいい部分だというふうに私は思っております。工事をやりやすくするために仮設道をつける。ところが今回は、どこまで持たれておるかわかりませんが、町の方でみようということです。だけど、これについても当初の設計の中で、あの4トンしか入れない狭い道路を使ってあれだけの工事をしようと思えば、私は無理があるんと違うかなと。まして近所に新しい住宅があります。子供さんが多くおられます。そういうことを考慮しながら、やっぱり設計をしていただくべきじゃなかったかなというふうには、私は現地を見てそういうふうなことを感じました。やはりそういうことをしっかりと考慮して、今後はやっていただきたいと。もう答弁を求めても、また行き違いになりますので、時間も大分皆さんも気にされておるようでございますので、これをもって質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

10番、赤松議員。

10番（赤松孝一） ただいま井田議員が、先ほどの議案でも質問されていまして、大体大筋で同じよ

うな話なので遠慮はしていたわけですが、ちょっと少し気になりますので、今後のこともありますので、あえて質問をしとこうと思うんですけども。

例えばむし返すようでなんですけど、3号議案でも積算の中で漏れていた、抜けていた、先ほども何でしたか、どこかがミスがあったというふうな、いわゆる業者ではなしに、職員側の積算なり、本来入れておくべきものが入っていなかった。いわゆる完全にこれはミスですわね。そういったものがあるということ自体が、また1つ問題があるということがある。だから、これはただ単に工事をする以前の、いわゆる業務に対する姿勢がまず緩い、甘いということ、まず反省をしていただきたいということが1点。

それから、今の仮設道路の件でも、追加の場内配管についても黄色の部分ですね、これも漏れていた、抜けていた、これが102万円。このような漏れていた、抜けていたというふうな説明があるわけなんですけども、これは基本的に、まずここを直さないといけない、そういう点が1点。

それから、この仮設道について、僕はちょっと腑に落ちないんですけども、例えばこの仮設道がない場合は、これはどのようにして作業をしようと思っておられたんですか、これ。まず、ここからお願いします。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 一番最初の積算の関係につきましては、本当に初歩的なミスで、もうちょっと検算なり、チェックを強化していきたいと思っておりますので、まことに申しわけございません。次回からはそんなことのないように、十分チェック体制もとって、積算も協議なりも事前にした上で、設計をしていきたいと思っておりますので、今回につきましてはご容赦願いたいと思っております。

それから仮設道路がもしなければ、どのようにしておったということで、当然4メートルの道路を出入りをしまして、工事を進めてもらうということで設計をいたしました。でありますけど、今回できたときに、その段階で矢板の8メートル50のものを持って入ろうとすれば、仮設道路が必要になってくるといところら辺から始まったことで、当初はこの設計もなかったもんですから、その道を通して交通整理が要るなら交通整理をつけて、そこをしようという考えでありました。

当初、掘削の段階で、矢板を打たなければならないといところら辺から、もう進入路は必要になってきたわけでありまして、どっちが早いと言いますと、住民からそういう形で上がってきたものですから、仮設道を追加して設けたということでありまして。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） それじゃもう一度念を押しますけども、これは工事内容が変更、矢板を打つことになったがために、この仮設道路が必要になったということですか。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 提案説明で申し上げましたように、たまたまですけども、当初は住民から上がってきた、子供が多い、あのとこら辺は、それから区長さんからも要望がありまして、交通事故等があったらどうするんだということもありましたし、交通整理員をつけても危ないことは危ないやと思ひまして、仮設道路をつけるというのが最初です。結果的に矢板を打つということになりまして、あれがあってよかったなということだけです。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） そうすると、当初この矢板の工事変更とは関係なしに、地元住民の要望によって、例えば仮設道路をつくられたということで理解したらいいわけですか。そうですね、わかりました。

となると、これはいわゆる最初の工事現場の環境が把握できなかつたと。いわゆる先ほどの事務的ミスと同じで、工事現場の環境を職員が読み切らなかつたと。だから、どうしても工事に必要であるものであり、普通であれば先ほど井田議員がおっしゃったように、こんなものは業者が持ってもいいわけですが。仕事を遂行するためには、どうしても無理があつたと。今の話でいきますと、すべて全部が町職員サイドのミスですね、これは。それはいかがですか。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） そのようにとらえられても、仕方ないところもあります。

仮設道路につきましても、その施設道路をつけるには、どこかから土を持ってこなければならぬ、転圧もせんならん、それからところに応じたような形でもっていかなあかんということで、設計をしますと、残土を持って逃げんならんということを含めると、400万円から500万円かかるんじゃないかなということもありますが、今回、なぜそれを採用したというのも、あそこの明石香河線の残土がありましたので、その残土を福知山に持って行くということも聞いておりました。それで、あの土を利用させていただけないかということで、土も安く上がるしということで採用をいたしました。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） それでは、今は安く上がるからつくったという話ですけど、明石の出た道路の残土は業者が持って行くわけでしょう。それは予算の中に含んであるわけでしょう。それは業者が喜ぶことであって、それは近いところへ持って来るんで。町のお金は207万円も出てるわけでしょう、仮設道路によって。幾ら地元住民が要望しても、できないものはできないことがあるわけですね、お金があつたら。安易につけるとわけでしょう、道路を。だから、もしも今の明石の土がここへ来るために、安くなるというような議論は全く関係ないです。

だから、あくまでもこれは状況の読みができていない。工事内容がしっかり把握できていないから起きたことであって、すべてはそれが後になってから、こういった予算オーバーをするわけですね。だからこういった事業に取り組む姿勢に、私は問題があるかと違うかというお願いしてる。だからそれを責めてはいますけれども、今後の教訓として生かしていただきたいから言ってるわけであって、その点はどうですか。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） そのとおりでありまして、今後は十分そこら辺も踏まえて設計するように、十分課内で協議をさしてもらって、設計するに当たりましては、これとこれとこれとは絶対ですよというものをみんなで協議しまして、設計に当たりたいと思っておりますので、今回につきましては甘いところもあったかもわかりませんが、やはり一番大事な、ちゃんと施工ができるようにしたいということでありまして、そういう問題が出てきたということで、議員さんがおっしゃるように、甘かったところも十分あるかもわかりません。やっぱり反省をするところは反省をしまして、今後に生かしたいと思っております。大変申しわけありませんでした。

10番(赤松孝一) 以上で終わります。

議 長(糸井満雄) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立多数であります。

よって、議案第5号 加悦簡易水道算所浄水場改良(土木)工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の日程は全部終了しました。

これで第6回平成19年2月臨時会を閉会します。

大変昼を回しまして、ご苦労さんでございました。

(閉会 午後0時35分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員